



持続可能性に配慮した調達について ～東京2020大会における取組～

公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
総務局持続可能性担当副部長 徳弘 欣也

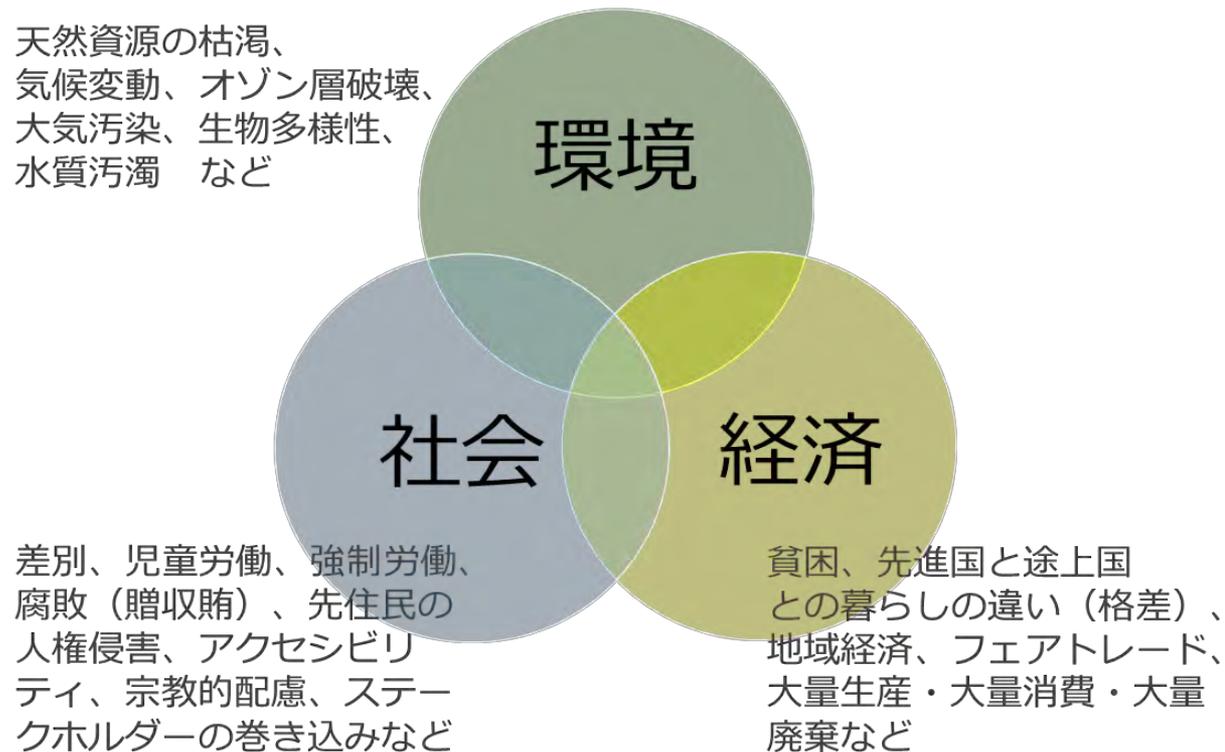
2019年3月5日

持続可能性に配慮した調達について

- (1) 「持続可能性」とオリンピック・パラリンピック
- (2) 「持続可能性に配慮した運営計画第二版」
- (3) 「持続可能性に配慮した調達コード」
- (4) 調達コードに係る通報受付窓口

(1) 「持続可能性」とオリンピック・パラリンピック

持続可能性(サステナビリティ)＝「環境」「社会」「経済」の3つが調和することで持続的に発展する状態。



(1) 「持続可能性」とオリンピック・パラリンピック

国連でSDGsが採択されるなど、持続可能な社会の実現が世界共通の目標となる中で、オリンピック・パラリンピック大会でも持続可能性への配慮が必要。

○環境と開発に関する世界委員会
(ブルントラント委員会) (1987年)

○国連環境開発会議(地球サミット)(1992年)

○持続可能な開発のための2030アジェンダ
(持続可能な開発目標 SDGs) (2015年)

●IOC オリンピック・ムーブメント(1990年)
「スポーツ」「文化」に加え、「環境」を第3
の柱として宣言

●ロンドン大会 (2012年)
「One Planet Living」

●IOC オリンピック・アジェンダ2020(2014年)
「オリンピック競技大会の全ての側面に持続可能性を導入する」ことを明記

●リオ大会 (2016年)
「Planet, People, Prosperity」

●IOC Sustainability Strategy (2017年)

●東京大会 (2020年)
・持続可能性に配慮した運営計画
・持続可能性に配慮した調達コード





Be better, together

より良い未来へ、ともに進もう。

気候変動

脱炭素社会の実現に向けて

資源管理

資源を一切ムダにしない

大気・水・緑・生物多様性等

自然共生都市の実現

人権・労働、公正な事業慣行等への配慮

多様性の祝祭

参加・協働、情報発信

パートナーシップによる大会づくり

調達物品の99%のリユース・リサイクルを実施

公共交通機関の活用

日本の木材活用リレー みんなで作る 選手村ビレッジプラザ

既存会場の活用

持続可能性に配慮した調達コード

燃料電池自動車等の活用

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」への準拠

都市鉱山からつくる！ みんなのメダルプロジェクト

Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドラインの策定

雨水の循環利用・都市と自然の共生

東京2020 参画プログラムを全国で展開

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 世界を変えるための17の目標

東京 2020 大会を通じて、世界共通の課題である国連「持続可能な開発目標 (SDGs)」に貢献します。

記載の情報は2018年6月11日時点のものであり、イラストはあくまでイメージです。

公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

(2) 「持続可能性に配慮した運営計画第二版」

5つの主要テーマの目標と主な取り組み

- ① 気候変動: Towards Zero Carbon (脱炭素社会の実現に向けて)
再生可能エネルギー電力による大会運営、競技会場の省エネルギー化 等
- ② 資源管理: Zero Wasting (資源を一切ムダにしない)
調達物品の99%を再使用・再生利用、日本の木材活用リレー～みんなで作る選手村ビレッジプラザ～ 等
- ③ 大気・水・緑・生物多様性等
: City within Nature/Nature within the City (自然共生都市の実現)
競技会場における雨水の循環利用、在来種の植栽 等
- ④ 人権・労働、公正な事業慣行等への配慮
: Celebrating Diversity ～Inspiring Inclusive Games for Everyone～
(多様性の祝祭 ～誰もが主役の開かれた大会～)
国連「ビジネスと人権に関する指導原則」への準拠、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン 等
- ⑤ 参加・協働、情報発信(エンゲージメント)
: United in Partnership & Equality ～Inspiring Inclusive Games for Everyone～
(パートナーシップによる大会づくり ～誰もが主役の開かれた大会～)
都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト、東京2020参画プログラム 等

(2) 「持続可能性に配慮した運営計画第二版」

「① 気候変動」分野の目標達成に向けた施策（抜粋）

目標8 環境負荷の少ない輸送の推進

- **世界で最も発達した効率の良い公共交通機関の最大限の活用、大会関係車両の低公害・低燃費化**
 - ・ 公共交通機関等の利用促進
 - ・ ハイブリッド車や燃料電池自動車など、環境性能の高い自動車の活用

- **啓発活動の徹底によるエコドライブの推進など様々な取組により、CO2排出量等の環境負荷を低減**
 - ・ 大会関係の物資輸送におけるエコドライブの徹底や効率的な輸送ルートの確保
 - ・ 交通需要マネジメントの実施による自動車交通総量の抑制及び円滑な交通環境の実現

(2) 「持続可能性に配慮した運営計画第二版」

計画の実現に向けたマネジメント及びツール

- ISO20121規格に則した持続可能性マネジメントシステム

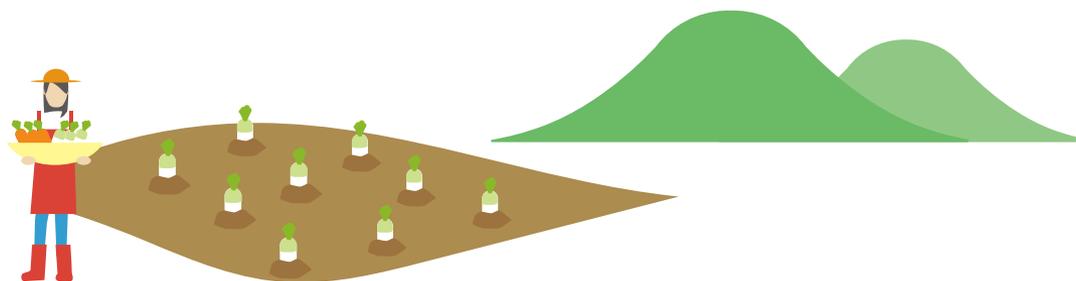
イベントの持続可能性をサポートするための国際規格であるISO20121の枠組みを導入し、継続的な改善を行いながら、計画に掲げた取り組みを着実に実行

- 報告書の作成

大会前年の2019年春に進捗状況報告書、大会開催の前後となる2020年春、冬に報告書を作成

- 「持続可能性に配慮した調達コード」の策定・運用

物品・サービス及びライセンス商品を対象とする「持続可能性に配慮した調達コード」及びその不遵守に関する通報受付窓口を運用



(3) 「持続可能性に配慮した調達コード」

<趣旨等>

- 「持続可能性に配慮した調達コード」とは、調達するモノやサービス、ライセンス商品について、原材料の採取から加工・流通・提供に至る供給過程全体で持続可能性が確保されるよう、サプライヤー、ライセンサー及びそれらのサプライチェーンに求める事項をまとめたもの。
- 組織委員会は、自ら調達する物品・サービスについて、調達コードを適用した調達を実施するとともに、東京都や政府機関等に対しても大会関係の調達において調達コードを尊重するよう働きかけ。
- SDGsが掲げる「持続可能な消費及び生産の形態が確保された社会」の実現にも貢献。
- 事業者にとって、持続可能性への配慮に取り組むことは、東京2020大会の調達に参加するチャンスにつながるだけでなく、競争力を高め、将来的な事業の維持・発展にも寄与。



(3) 「持続可能性に配慮した調達コード」

<これまでの進捗>

2016年1月：持続可能性に配慮した調達コード 基本原則

2016年6月：持続可能性に配慮した木材の調達基準

2017年3月：持続可能性に配慮した調達コード 第1版（共通事項、農・畜・水産物の個別基準）

2018年4月：通報受付窓口設置

2018年6月：持続可能性に配慮した調達コード 第2版（紙・パーム油の個別基準を追加）

2018年7月：通報受付窓口の助言委員会の委員候補者公表

2019年1月：持続可能性に配慮した調達コード 第3版（木材の個別基準を見直し）

(3) 「持続可能性に配慮した調達コード」

<策定プロセス>

- 調達コードの検討に当たっては、環境、人権、CSR等の様々な分野の専門家で構成する「持続可能な調達ワーキンググループ」で議論。
- 議論の透明性を確保するため、資料や議事録は原則公表（ウェブサイトで公開）。
- 検討に当たっては、テーマに応じて、NGOや政府機関、認証制度のスキームオーナー、事業者団体等からのヒアリングを行うとともに、パブリックコメントを複数回実施し、多様なステークホルダーの意見・インプットを反映。
- 持続可能性に係る重要な課題を押さえつつ、大会までの準備期間や日本の実情を踏まえた実現可能性の観点も入れて検討。

(3) 「持続可能性に配慮した調達コード」

<構成>

- 物品やサービスの種類に関わらず共通して求める事項として、法令遵守、環境問題や人権・労働問題の防止、公正な事業慣行の推進などに関する基準を定めるとともに、その実効性を担保するための措置や通報受付窓口について規定。

持続可能性に関する基準

サプライヤー等によって対処されるべき持続可能性に関する重要な項目



担保方法

調達コードの遵守に向けたサプライヤー等の取組の促進と検証（予防）



通報受付窓口

調達コードの不遵守に関する苦情・指摘を受け付け、解決に向けて対応（救済）

- 木材、農・畜・水産物、紙、パーム油については、持続可能な形で生産されたものを確実に調達するため、より詳細な要件や担保措置に関する個別の調達基準を設定。これらも調達コードの一部。

(3) 「持続可能性に配慮した調達コード」

<持続可能性に関する基準>

- 製造や流通の過程における持続可能性に関する配慮として重要な事項を「持続可能性に関する基準」として規定。

(持続可能性に関する基準の内容の例)

分野	義務的事項 〔達成されることが前提(内容は法令遵守レベル)〕	推奨事項 〔必須ではないが、積極的な検討や行動を促すもの〕
全般	・法令の遵守	
環境※	・大気や水質の汚染防止、廃棄物の適正処理 ・違法に採取された資源の使用禁止	・消費エネルギーの低減(省エネ) ・3Rの推進
人権	・差別やハラスメントの禁止	・女性の社会参加の推進
労働	・児童労働や強制労働の禁止 ・最低賃金の支払い ・職場の安全・衛生	・ワーク・ライフ・バランスの推進
経済	・反競争的な取引の禁止	・地域経済の活性化

※原則として東京都グリーン購入ガイドの水準を満たす環境配慮商品を調達

(3) 「持続可能性に配慮した調達コード」

<担保方法>

- サプライヤー等の取組の促進・検証等について規定。

項目	概要
調達コードの理解	サプライヤー／ライセンシーとなる事業者は、解説資料等も活用し、調達コードの内容を理解すること。
事前のコミットメント	調達コードの遵守に向けて取り組むことをコミットすること。具体的には誓約書を提出。
調達コードの遵守体制整備	調達コードの効果的な遵守のための体制整備を推奨(担当者の決定や情報伝達ルートの確保等)。
伝達	関係する自社の役職員等への調達コードの内容伝達を推奨。
サプライチェーンへの働きかけ	サプライチェーンへの調達コード遵守の働きかけ(特に、リスクの高いサプライチェーンや分野を重点的に対応すること)を推奨。
取組状況の記録化	説明責任の観点から、取組状況の記録を推奨。
取組状況の開示・説明	組織委は、サプライヤー／ライセンシーの持続可能性に関する取組状況を確認。具体的には、チェックリストの確認や、それに基づくヒアリングを実施。
遵守状況の確認・モニタリング	組織委は、必要に応じて、より詳しい遵守状況の確認や監査を実施(サプライチェーンへの確認・監査を含む)。
改善措置	組織委は、調達コードの不遵守がある場合は改善措置を要求(サプライチェーンへの改善要求を含む)。

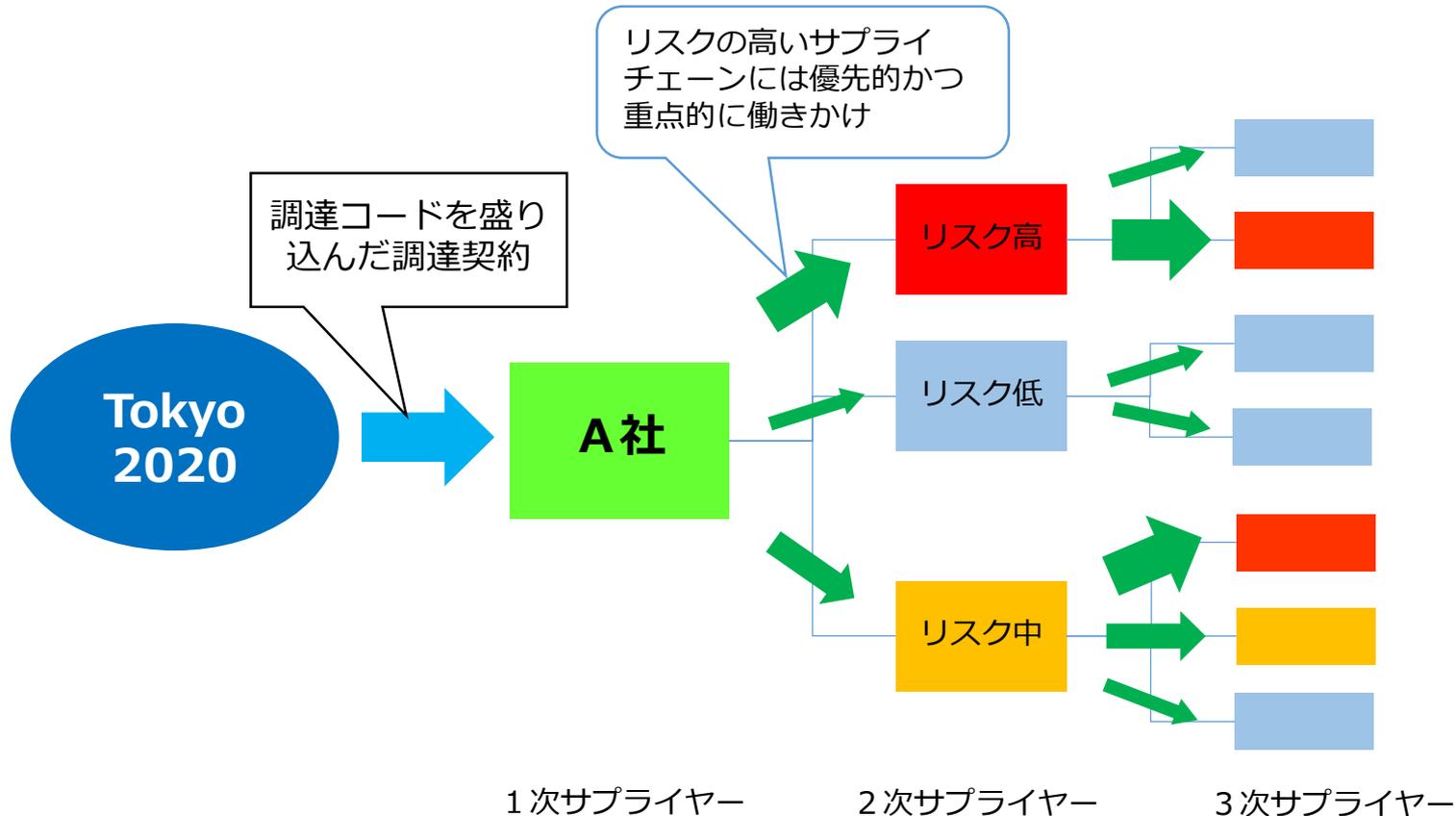
(3) 「持続可能性に配慮した調達コード」

■ サプライチェーンへの働きかけ

- ✓ 持続可能性に関する問題の多くは製造・流通等の過程の上流で発生。供給過程全体における持続可能性配慮の浸透を図る上で、サプライヤーからのサプライチェーンへの調達コードの働きかけが非常に重要。
- ✓ 一方、多数のサプライチェーンに万遍なく働きかけることは困難なため、リスクの高いサプライチェーンや分野に関してより重点的に働きかけることを推奨（リスクベース・アプローチ）。
- ✓ サプライヤーとサプライチェーンが共同で取り組むことが望ましく、情報交換等を通じて、両者にとって効果的・効率的な方法で対応することを期待（共存共栄）。
- ✓ 働きかけの効果を高めるものとして、取引契約にサステナビリティ条項を導入することも有効（解説においてモデル条項を提示）。

(3) 「持続可能性に配慮した調達コード」

■ サプライチェーンへの働きかけ（続き）



1次サプライヤーから2次サプライヤーへ、さらに2次から3次へと働きかけがつながることにより、供給過程全体で持続可能性への配慮が浸透。

(参考) ロンドン大会における調達コード違反に係る通報概要

ロンドン大会では、海外の製造委託先における労働問題が指摘された。

No.	製品	製造国	通報元	内容	処理結果
1	ピンバッジ	中国	NGO	ピンバッジを製造している工場での児童労働の指摘あり	是正措置に合意
2	玩具	中国	NGO	マスコットを製造している工場の、労働時間の長さ、賃金、作業場の環境に関して指摘あり	工場閉鎖
3	玩具	中国	報道	No.2と同様	是正措置に合意
4	アパレル	中国	NGO及び労働組合	労働時間の長さ、賃金、作業場の環境に関して指摘あり	是正措置に合意
5	鉄鋼	カナダ	労働組合	—	(スコープ外)
6	アパレル	フィリピン	NGO及び労働組合	No.4と同様	是正措置に合意
7	記念品	中国	労働者	詳細不明	是正措置に合意
8	印刷物	中国	労働者	詳細不明	労働者退職
9	靴	インドネシア	労働組合	詳細不明	工場閉鎖
10	アパレル	インドネシア	労働組合	—	(スコープ外)
11	印刷物	中国	労働者	詳細不明	申立てに異議あり

(3) 「持続可能性に配慮した調達コード」

■ 取組状況の開示・説明

- ✓ 組織委員会では、調達コードの遵守が困難な事業者と契約するリスクを低減するため、サプライヤー候補の調達コードに関連する取組の状況について確認を実施。
- ✓ サプライヤーとなることを希望する事業者は、チェックリスト様式に記入し、入札手続きの際に提出。
- ✓ チェックリストの記載を通じて調達コードに関する理解を深めると同時に、自らの持続可能性に関する取組状況を振り返り、より高い水準への改善に活用することも期待。
- ✓ 契約締結後においても、必要に応じてフォローアップを実施。

(3) 「持続可能性に配慮した調達コード」

【チェックリスト】

持続可能性の確保に向けた取組状況について

分野・項目	取組状況
(1) 全般	
<p>①法令遵守</p> <p>コード本文 4ページ コード解説 6ページ</p>	<p>各国現地法や国際法を含む関係法令等の遵守(コンプライアンス)について、 <input checked="" type="checkbox"/> 方針や行動規範等を策定している。 <input checked="" type="checkbox"/> 規則・制度や体制を整えて取り組んでいる。 <input checked="" type="checkbox"/> 周知・啓発に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/> 今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/> 取り組む予定はない。</p> <p>(具体的な取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス徹底のための、適法な業務遂行を含む全社的な行動規範を策定している。 ・コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンスについて定期的な監査・モニタリングを実施している。 ・業界団体が主催するコンプライアンス研修に職員を参加させている。
<p>②報復行為の禁止</p> <p>コード本文 4ページ コード解説 6ページ</p>	<p>法令違反等を通報した者に対する不利益な取扱いの禁止について、 <input checked="" type="checkbox"/> 規則・制度や体制を整えて取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 周知・啓発に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/> 今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/> 取り組む予定はない。</p> <p>(具体的な取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部通報規程において、通報者の秘密をはじめとする通報に係る秘密を守ること、通報によって人事上の不利益な取扱いを受けないことを保証している。

(3) 「持続可能性に配慮した調達コード」

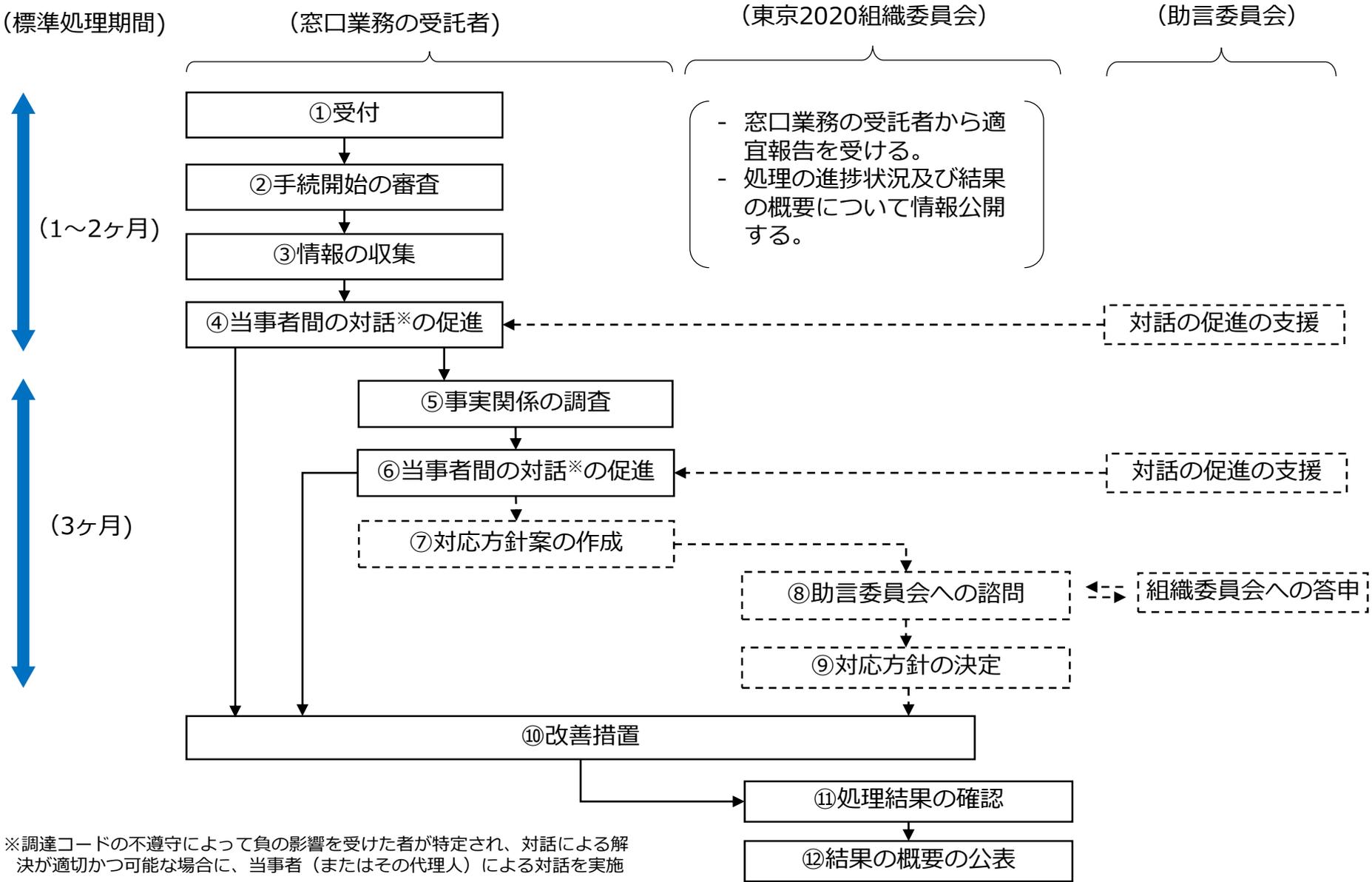
<物品別の個別基準>

	木材	農産物	畜産物	水産物
持続可能性に関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ①森林関係法令の遵守 ②計画的な森林管理 ③生態系保全への配慮 ④先住民族等の権利への配慮 ⑤労働安全 	<ul style="list-style-type: none"> ①食材の安全 ②環境保全 ③労働安全 	<ul style="list-style-type: none"> ①食材の安全 ②環境保全 ③労働安全 ④アニマルウェルフェア 	<ul style="list-style-type: none"> ①漁業関係法令の遵守 ②資源管理（漁獲） ③漁場環境維持（養殖） ④労働安全
要件への適合を示す方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ FSC、PEFC、SGEC または ・ ①～⑤について確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ASIAGAP、GLOBALG.A.P. または ・ 農水省のGAPガイドライン準拠 	<ul style="list-style-type: none"> ・ JGAP、GLOBALG.A.P. または ・ GAP取得チャレンジシステム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ MEL、MSC、AEL、ASC または ・ 資源管理計画等も活用し、要件を確認
	紙		パーム油	
持続可能性に関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古紙パルプの最大限の使用 ・ バージンパルプ部分は、木材生産の <ul style="list-style-type: none"> ①合法性、②計画性、③環境保全、 ④先住民族等の権利尊重、⑤労働安全 ・ 白色度・塗工量の抑制等 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 農園開発等における <ul style="list-style-type: none"> ①合法性、②環境保全、③先住民族の権利尊重、④適切な労働環境 	
要件への適合を示す方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ FSC／PEFCの認証 または ・ 製紙事業者等による確認 		<ul style="list-style-type: none"> ・ ISPO／MSPO／RSPOの認証 または ・ 第三者による確認 	

(4) 調達コードに係る通報受付窓口

- 組織委員会では、調達コードの不遵守に関する通報を受け付ける窓口を設置。
- 公平で透明性のある対応を可能とするため、対象案件、通報の方法、処理プロセス、情報公開などについて規定した業務運用基準を策定し、基本的なプロセスや判断基準、標準的な処理期間を明確化。
- 国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」において「非司法的苦情処理の仕組みの実効性基準」として示されている8つの要件（正当性、利用可能性、予測可能性、公平性、透明性、権利適合性、持続可能な学習源、関与と対話）にも対応。
- 通報受付窓口の事務局機能は外部機関に委託。
- （スコープ内の）通報案件ごとに、専門的かつ公正・中立の立場から当事者または組織委員会に対して助言を提供するための助言委員会を設置。

(4) 調達コードに係る通報受付窓口



※調達コードの不遵守によって負の影響を受けた者が特定され、対話による解決が適切かつ可能な場合に、当事者（またはその代理人）による対話を実施

(4) 調達コードに係る通報受付窓口

- 通報の受付は2018年4月に開始。メールまたは郵送により受け付け。
- 受け付けた通報に関しては、透明性の観点から進捗状況を開示（個人のプライバシー等には十分に配慮）。
- 通報受付窓口の運用状況については、定期的に「持続可能な調達WG」へ報告し、より効果的・効率的な運用を検討。（個別案件に係る再審査はしない。）
- 業務運用基準など関係文書は組織委員会のホームページに掲載。また、東京大会の持続可能性の取組を紹介する機会に併せて、チラシを配布するなどして通報受付窓口を紹介。今後も連合等の協力を得て周知。

調達コードに係る通報受付窓口のご案内

通報受付窓口とは・・・

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会における調達コードの不遵守にお気付きの際、また不遵守によりお困りの際に誰でもご連絡いただける窓口です。
- 通報受付窓口では、皆様から調達コードの不遵守についての通報を受け付け、当事者間の対話を促進するなど、解決に向けて必要な対応を実施いたします。

- 通報受付期間： 2018年4月2日～2020年11月30日
- 受付の対象案件： 東京2020組織委員会が調達する物品・サービス及びライセンス商品に関する案件
- 受付可能な言語： 日本語もしくは英語

通報受付窓口

通報はメールまたは郵送で受け付けています。

e-mail宛先：[grievance\(at\)suscode.tokyo2020.jp](mailto:grievance(at)suscode.tokyo2020.jp)

郵送先：〒163-1011

東京都新宿区西新宿三丁目7番1号 新宿パークタワー11階
(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
総務局 持続可能性部

※メール送信の際は(at)を@に置き換えてご利用ください。

※郵送先は変更となる場合がありますので、郵送にあたっては以下のウェブサイトにて最新の情報をご確認ください。

→ 通報に必要な情報：

通報者（あなた）の氏名、住所、連絡先（被通報者に対して匿名にすることができます。）
被通報者（調達コード不遵守の企業、個人）及び不遵守の内容に関する情報
東京2020組織委員会が調達する物品・サービス及びライセンス商品に関する情報 など



※以下のウェブサイトにて通報フォームをご用意しております。

※通報いただいた概要や処理手続きの状況などについて、東京2020組織委員会ウェブサイトに掲載いたします。情報公開を望まれない場合には、その旨ご連絡くださいますようお願いいたします。

詳細は、東京2020組織委員会「持続可能性に配慮した調達コード」のウェブサイト
<https://tokyo2020.org/jp/games/sustainability/sus-code/> をご覧ください。

ご清聴ありがとうございました



TOKYO 2020



TOKYO 2020

PARALYMPIC GAMES

